

地方自治体のデジタル化の実現に向けて

— システム標準化とデジタル化の基盤となるマイナンバー制度 —

皆川 健一

(総務委員会調査室)

1. はじめに
2. 地方自治体の情報システムの標準化
 - (1) 現在の状況及び課題
 - (2) 地方自治体の情報システム標準化に向けた動き
 - (3) 取組の加速化
3. 行政のデジタル化の基盤となるマイナンバー制度
 - (1) マイナンバー制度における情報連携
 - (2) マイナンバーカードの利活用促進
 - (3) マイナンバーカード等の利活用促進に向けた課題
 - (4) マイナポータル
4. おわりに

1. はじめに

総務省は、令和3年度に重点的に取り組む施策をまとめた「デジタル変革を通じた新しい地域と社会の構築」（総務省重点施策 2021（令和2年9月30日））の中で、地方自治体のデジタル化を加速することにより、自治体行政の効率化、住民の利便性・企業の活力の向上を図るため、①行政手続のオンライン化、②AI・RPA¹の活用、③システム標準化、④テレワーク、⑤セキュリティ対策等の基盤整備などについて、地方自治体が取り組むべき施策及び総務省等による促進施策を盛り込んだ「自治体DX²推進計画（仮称）」を策定

¹ RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）とは、人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替すること。主に企業などのデスクワークにおけるパソコンを使った業務の自動化・省力化を行うもので、業務の効率化や低コスト化を進めることができる。

² DX（デジタルトランスフォーメーション）とは、企業や行政などの組織や活動、あるいは社会の仕組みや在り方、人々の暮らしなどがデジタル技術の導入と浸透により根本的に変革すること。

し、地方自治体のデジタル化を抜本的に進めるとしている。

菅総理大臣は、令和2年10月26日の第203回国会（臨時会）所信表明演説において、国・地方の行政のデジタル化の推進に関して、各省庁や地方自治体の縦割りを打破し行政のデジタル化を進め、今後5年で地方自治体の情報システムの統一・標準化を行うとともに、マイナンバーカードについては、今後2年半のうちにほぼ全国民に行き渡ることを目指し、令和3年3月から健康保険証とマイナンバーカードの一体化を始め、運転免許証のデジタル化も進める旨述べており³、国・地方を通じた行政のデジタル化の推進は、菅内閣肝いりの政策の一つに位置付けられている。

本稿では、地方自治体における情報システムの標準化に関して、現在の検討状況・課題について述べるとともに、地方自治体行政のデジタル化の基盤となる、マイナンバー制度における情報連携、マイナンバーカード、マイナポータルのそれぞれの役割などについて概観する。

2. 地方自治体の情報システムの標準化

（1）現在の状況及び課題

全国の地方自治体では、住民基本台帳を始めとする住民情報に関する基幹系情報システム、文書管理や財務会計、人事給与、行政機関等との電子メールやグループウェア⁴などの内部情報系システム、住民や企業など外部との電子メールの交換やインターネットによる情報収集などのインターネット系システムを中心に、各種の業務においてICTの活用が行われている。インターネットに代表される近年のICTの発達は目覚ましく、それらの適切な活用による効率的な組織経営、便利で安全なサービス提供を行う基盤の利用は民間では既に多く実施されるようになったが、地方自治体ではまだ十分とは言えない状況である。

一方、古くからの紙と印鑑を利用する文書決裁が残り、見直しが不十分な事務処理、必ずしも住民目線になっていない制度、増大する情報関係経費や人材の育成、効果測定の困難さなど多くの課題を抱えている。以下、システム標準化に当たり具体的な課題を挙げる。

ア 文字コードの標準化

汎用コンピュータを利用して住民に関する情報処理を行っていた時代には、利用される文字のコードや文字の字形などの体系に関する統一的な規格は存在せず、メーカーごとに体系が作成されていた。その後、一部では文字規格が整備されたものの、依然としてメーカーごとの異なる体系が使用されている。このため、異なるメーカーのシステム間でのデータ交換の際にはデータの変換を行う必要があり、さらに、戸籍や住民基本台帳の人名文字にシステムに含まれていない文字があると、地方自治体ごとに文字を作成しコードを割り当てる作業が生じている。この地方自治体独自に作成された文字は「外字」と呼ばれ、外字を異なるシステム間、地方自治体間でデータ交換すると文字化け等が生じ、漢字氏名での検索や照合が正しくできないなどの不具合が発生する。根本的な

³ 第203回国会参議院本会議録第1号3頁（令2.10.26）

⁴ 組織や集団の内部で情報を共有することやコミュニケーションを取ることができるソフトウェアのこと。

対応はデータベースやファイルにあるデータの文字コードを全て一つの規格に合わせて変換することであるが、これには膨大な手間と負担が生じ、大きな課題となっている。

イ 処理ロジックの標準化

市町村合併における関係地方自治体の情報システム統合に当たり、端数の処理ロジックが異なることを原因として、統合後のシステムと従前のシステムとで各種地方税の税額の計算結果が合致しないような事態も想定される。このような問題の解決には、法律による制度であれば国が法令と処理ロジックを対応させて仕様化することが望ましい。また、処理ロジックを国又は地方自治体で確認することにより、全国の地方自治体が重複して行っている税法改正などにおける仕様の整理や確認・テスト等の作業が軽減されるなど、大きな効果が期待できる。

ウ 業務プロセスの標準化

現在の地方自治体の事務ではほとんどの分野で情報システムが利用されているが、その多くはそれまでの事務処理の流れを踏襲して構築された結果、地方自治体ごとに異なる内容の事務処理（業務プロセス）を行うシステムとなっている。このため、法令や制度の改正、組織変更などの都度、それぞれ個別にシステム改修を行うこととなり、経費の増大、仕様作成やテスト・確認を行う職員の負担増大を招いている。

業務プロセスを標準化し共通化することで、地方自治体間の業務状況の比較が容易になるほか、業務プロセスを適正化し無駄なプロセスや帳票などを廃止できる。また、地方自治体間での情報交換も容易になり、様々な関連事務も迅速化することが可能となる。

（２）地方自治体の情報システム標準化に向けた動き

ビッグデータ⁵の利活用が低コストで可能となる「第４次産業革命⁶」を通じ、新しい価値やサービスが次々と創出され、人々に豊かさをもたらす「Society 5.0」（超スマート社会）が到来すると言われている。

こうした中、総務省は、地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びＡＩ・ＲＰＡの活用について実務上の課題の整理を目的として「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びＡＩ・ロボティクスの活用に関する研究会」（スマート自治体⁷研究会）を平成３０年９月に設置し、令和元年５月に報告書⁸を取りまとめた（図表１）。

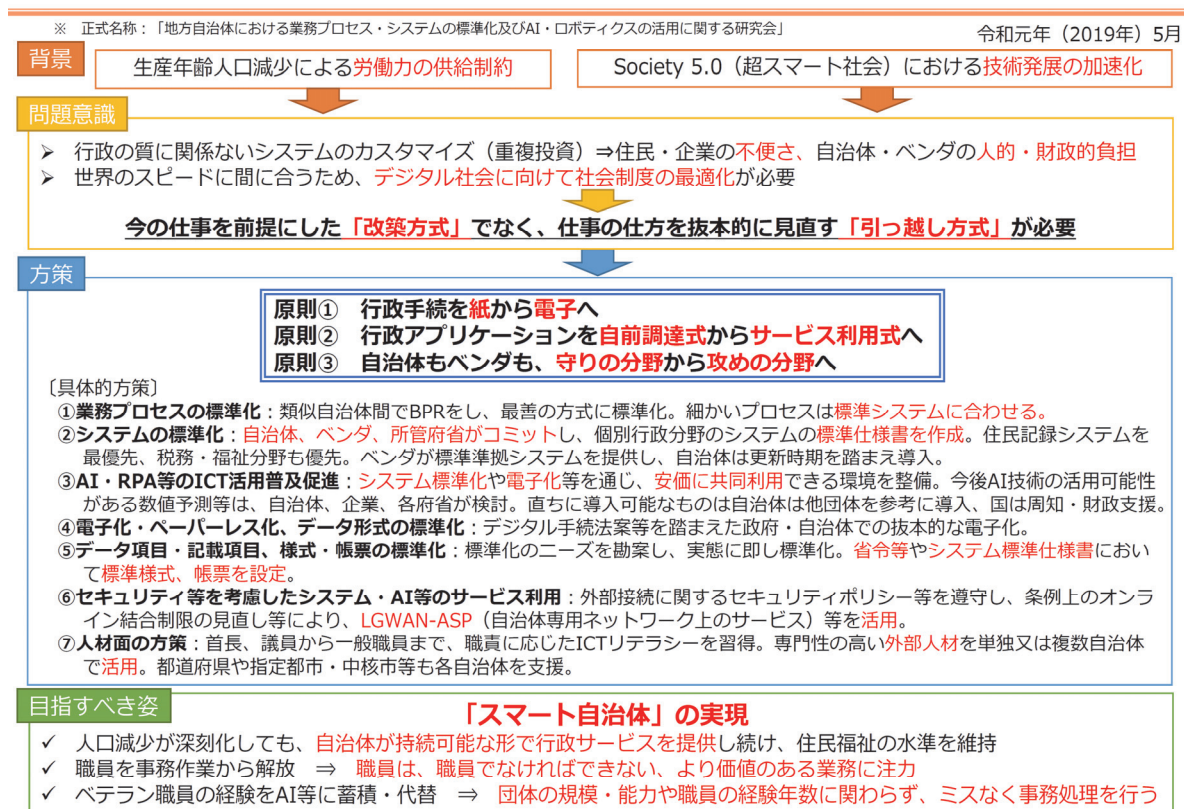
⁵ 一般的に、既存の通常の技術では処理や管理が困難であるほど、巨大で複雑なデータの集合を指す語である。ビッグデータは、巨大であるだけでなく、テキスト、画像、音声など様々な形式のデータが含まれる。そのため、どのように扱い、分類・分析を行っていくかも問題となることから、ビッグデータを分析するには、大規模な分散処理システムなど、大掛かりな環境を用意する必要があるとされる。

⁶ 第４次産業革命とは、１８世紀末以降の水力や蒸気機関による工場の機械化である第１次産業革命、２０世紀初頭の分業に基づく電力を用いた大量生産である第２次産業革命、１９７０年代初頭からの電子工学や情報技術を用いた一層のオートメーション化である第３次産業革命に続く技術革新を指す。〈https://www5.cao.go.jp/keizai3/2016/0117nk/n16_2_1.html〉（以下、ＵＲＬの最終アクセスの日付はいずれも令和２年１２月２日である。）

⁷ スマート自治体研究会報告書によれば、「スマート自治体」を「システムやＡＩ等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する自治体」と定義している。

⁸ 総務省「「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びＡＩ・ロボティクスの活用に関する研究会」報告書」（令和元年５月）〈https://www.soumu.go.jp/main_content/000624721.pdf〉

図表 1 スマート自治体研究会報告書の概要



（出所）総務省資料

報告書では、現状の地方自治体を取り巻く情勢として、①生産年齢人口減少による労働力の供給制約、②「Society 5.0」（超スマート社会）における技術発展の加速化、という二つの背景があるとされている。その上でスマート自治体として目指すべき姿を、①人口減少が深刻化しても、自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持できること、②職員を事務作業から解放し、職員は職員でなければならない、より価値のある業務に注力して、よりの確できめ細かな住民サービスを展開できること、③ベテラン職員の経験をAI等に蓄積・代替して、団体の規模・能力や職員の経験年数に関わらず、ミスなく事務処理が行えること、としている。

そして、スマート自治体の実現に向けた原則として、①全ての手続が電子化・ペーパーレス化するような抜本的な改革を行うこと。すなわち、住民・企業等にとっての利便性向上とともに、ICTを活用した地方自治体内の業務処理向上を効果的に進めるためには、データが電子データの形で入ってくることが重要であり、行政手続を紙から電子へ転換していくことが求められること。②地方自治体で利用される行政業務のシステムを、自分の庁舎内でサーバー等を設置するなどして使用する方式（自前調達式）から、クラウド上の全国的なサービスとして展開されるシステムやAI・RPA等サービスアプリケーションを利用する方式（サービス利用式）へ転換すべきであること。③地方自治体もベンダ（開発供給事業者）も、システムの構築・保守管理といった守りの分野はできるだけ効率化し

た上で、AI・RPA等のICT活用といった攻めの分野へ集中して人的・財政的資源を投資できるような環境を作ること。以上の三つの原則を掲げ、具体的な実現方策を示している。

その後、総務省において、令和元年8月に「自治体システム等標準化検討会」が設置され、住民記録システム等を対象に標準仕様書の検討が開始された。検討会では、同年8月26日に第1回検討会を開催し、以後、同年12月4日の第2回検討会で検討の範囲、論点整理を行い、その内容に関して、全市区町村に意見照会を行っている。詳細の検討は地方自治体関係者等の構成員による分科会で行われ、令和2年3月までの間に8回の分科会が開催された。分科会では、取扱いが多く、民間でも利用される「住民票の写し」と地方自治体間での住民異動の基礎となる「転出証明書」に関して、書式の標準化が検討された。さらに、これまで統計処理において都道府県単位で相違があった点についても標準化を図るとともに、データ活用の観点から統計項目データのオープン化が検討された。一方、この検討会では住民基本台帳事務に紐づく全ての業務・システムの議論を行うことは不可能であることから、関連が深い印鑑登録などの業務・システムについては、当面の検討対象から外された。

さらに、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年12月20日閣議決定）において、地方自治体における情報システム等の共同利用を推進するため、地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組むとしている。具体的には、内閣府、総務省、文部科学省及び厚生労働省は、令和2年度に、部内の検討体制を整備の上、市町村が情報システムを構築している地域情報プラットフォーム標準仕様又は中間標準レイアウト仕様で示されている業務について、業務プロセス・情報システムの標準化に向け市町村の業務プロセスや情報システムのカスタマイズ状況等についての調査を行うとしている。この作業を踏まえ、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR⁹（Business Process Re-engineering））の徹底を前提に業務プロセス・情報システムの標準化を進めることとしている。特に地方税、介護保険、国民健康保険、障害者福祉及び就学業務については、速やかに地方自治体の状況等を踏まえた課題を整理し、業務プロセス・情報システムの標準化により効果が見込める場合には、地方自治体関係者や事業者等を含めた研究会を組織し標準仕様書を作成するなど、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業に着手するとしている。

総務省は、「自治体システム等標準化検討会」における検討を踏まえ、令和2年9月に住民基本台帳分野における情報システム等の標準化について、「住民記録システム標準仕様書」を公表した。同仕様書は、全ての市区町村を対象とするもので、①カスタマイズを原則不要にする、②ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする、③自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行うことにより人口減少社会・デジタル社会における住民サービスの維持・向上を目的としている。また、複数のベンダが広域クラウド（全国規模のクラウド）上でシステムのアプリケーションサービスを提供し、各地方自治体は、原則として

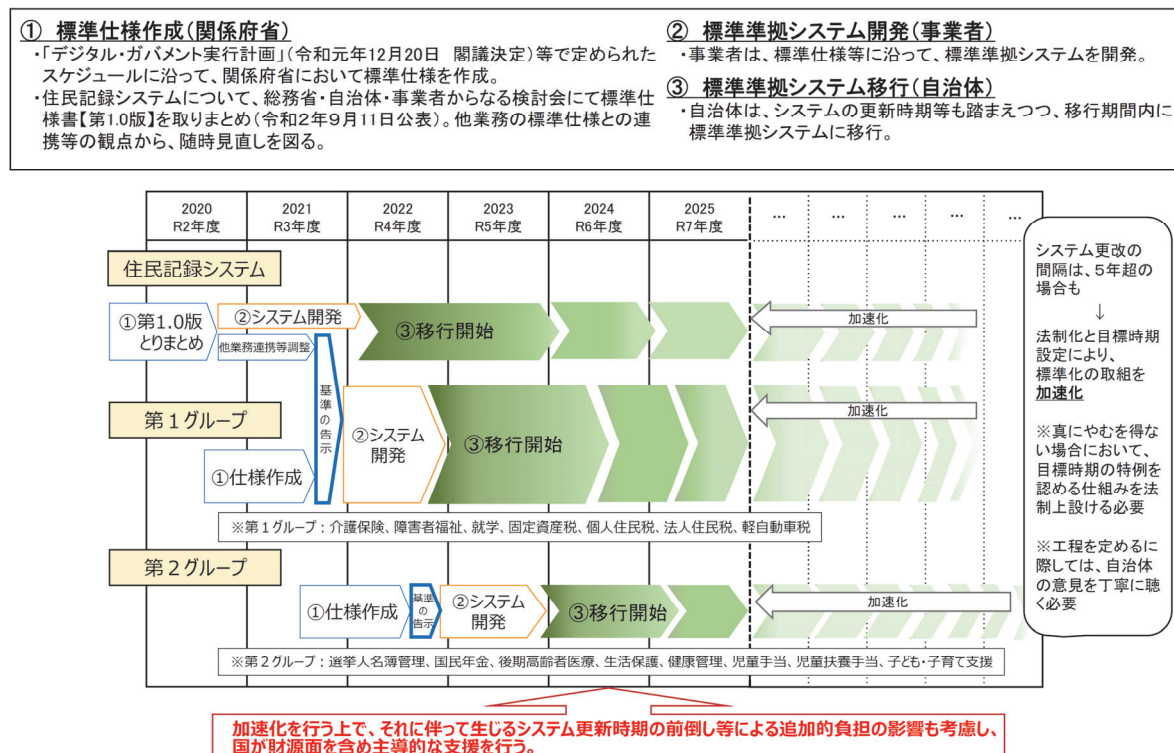
⁹ 業務の本来の目的に向かって、既存の組織や制度を抜本的に見直し、プロセスの視点で、職務、業務フロー、管理機構、情報システムをデザインし直す（リエンジニアリング）という考え方。

カスタマイズせずに利用し、発注・維持管理や制度改正対応の負担がほとんどなく業務を実施可能とすることを旨とするものである。さらに、同研究会では、同年6月からは、税務システム等の標準化についても検討が行われている。

(3) 取組の加速化

政府の「デジタル・ガバメント閣僚会議」の下に置かれた「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」の令和2年9月25日の会合において、総務省は、地方自治体の業務システムの統一・標準化の加速策の方向性として、基幹系情報システムについて、地方自治体に対して移行期間内に適合することの義務付けの法制化と、目標時期を設定し地方自治体が対応に向けて準備を始められる環境づくりをする旨を説明している。同会合で菅総理大臣は、国・地方の行政のデジタル化を実現し、あらゆる手続きが役所に行かなくても実現できる、必要な給付が迅速に行われる社会を早急に実現する必要がある、地方自治体の業務システムの統一・標準化については、住民が引っ越しをしても同じサービスを受けられ、迅速な給付を実現するため、令和7年度末までを目指し作業を加速することに言及している（図表2）。

図表2 自治体における標準準拠システムへの移行までの工程



(出所) デジタル・ガバメント閣僚会議マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ（令和2年9月25日）資料

総務省は、標準化に伴う業務プロセスの見直しや行政手続のオンライン化などに計画的に取り組めるよう、国による指針・支援策等を内容とする「自治体DX推進計画(仮称)」

を年内に策定するとともに、地方自治体に、国が定める標準仕様に準拠した情報システムの利用を求める法律案を次期通常国会に提出する予定としている¹⁰。システムの標準化についてはいまだ道半ばであるが、業務プロセスと地方自治体間の連携が大きく変わろうとしている点において、今後の動向が注視される。

3. 行政のデジタル化の基盤となるマイナンバー制度

行政機関等によって行われる行政手続について、オンライン実施を原則化するいわゆる「デジタル手続法¹¹」が令和元年5月に成立し、同年12月に施行された。デジタル手続法は、行政のデジタル化を進めるに当たっての基本原則として、個々の手続やサービスを一貫してデジタルで完結させる「デジタルファーストの原則」や、一度行政機関等に提出した情報を再度提出させないようにする「ワンスオンリーの原則」等が定められるとともに、「行政手続のオンライン原則」が規定された。

マイナンバー制度は、それらの原則に沿った取組が実施されており、社会保障・税・災害対策の分野の行政手続においてデジタル化の中核となる役割を果たすものである。具体的な仕組みとして、①マイナンバー（個人番号）を用いた「情報連携」、②オンラインでも対面でも本人確認手段となる「マイナンバーカード」、③マイナンバーカードにより本人確認を経た上で各種手続が可能となる「マイナポータル」がある。

（1）マイナンバー制度における情報連携

マイナンバー制度における情報連携とは、異なる行政機関等の間で専用の情報提供ネットワークシステムを用いて、個人に関する情報をやりとりし、各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類（住民票の写し、課税証明書等）を省略可能等にする仕組みである。平成29年11月から、社会保障・税・災害対策の853手続において本格運用が開始され、令和2年10月30日からは、さらに情報連携可能な事務手続が2,068手続に増えている¹²。

情報連携を行うことで、住民の利便性の向上と行政事務の効率化が図られることとなる。例えば、各種証明書の発行が不要になった、必要な書類が整わないために要した督促が不要になった、申請から処理までの待ち時間が減少した、大量の文書データや入力業務などが解消した、などの具体的効果が指摘されている（図表3）。

¹⁰ 第15回経済財政諮問会議「行政のデジタル化の加速化について～地方行政のデジタル化を中心に～」(武田議員提出資料)(令和2年10月23日)〈https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2020/1023/shiryo_04-2.pdf〉

¹¹ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)

¹² 内閣府「マイナンバー社会保障・税番号制度 民間事業者の対応(説明文付き)」(令和2年3月版)〈http://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/jigyousya_note_all101.pdf〉

図表3 マイナンバーによる情報連携

○各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類(住民票、課税証明書等)を省略可能とするなどのため、マイナンバー法に基づき、異なる行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取りを行う。

1. 経緯

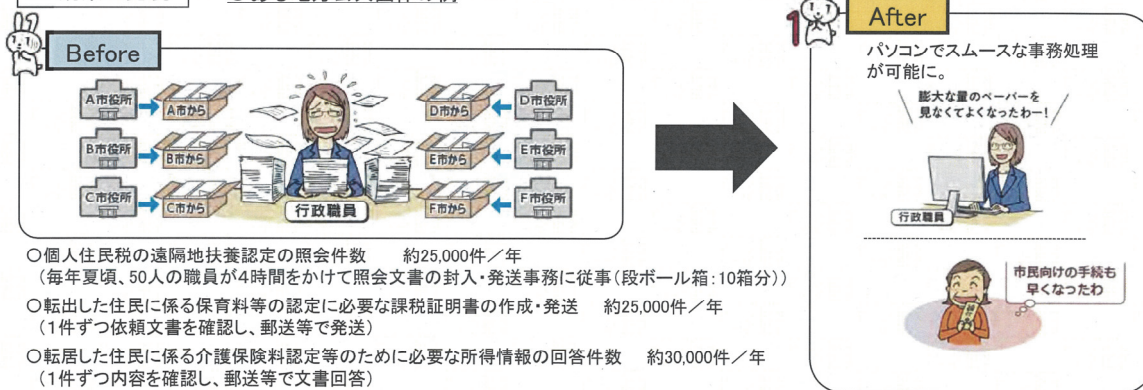
- ・平成27年10月 国内全住民に付番
- ・平成28年1月～ 国税・地方税・社会保障関係手続(年金関係を除く)において利用開始
- ・平成29年11月～ 情報連携の本格運用開始(約850手続)
- ・平成30年10月～ 情報連携の拡充(約1,200手続)
- ・令和元年7月～ 年金関係手続の情報連携の本格運用開始(約2,050手続(現在))

【事例】児童手当の申請(A市からX市に転居した場合)



2. 効果の発現

○ある地方公共団体の例



(出所) 内閣官房番号制度推進室・総務省大臣官房個人番号企画室資料

(2) マイナンバーカードの利活用促進

マイナンバーカードとは、氏名、住所、生年月日、性別及びマイナンバー等が記載された顔写真付きのプラスチック製のカードである。カードにはICチップを搭載しており、この中に、カードの券面に記載している事項を記録するとともに、電子証明書を搭載することができる。電子証明書は、マイナンバーとは別に、公的個人認証法¹³によって、オンラインによって本人確認を行う仕組みであり、社会保障・税といった利用分野の制限や、行政機関・民間事業者といった利用主体の制限がない。したがって、官民・分野を問わず、各種の手続やサービスにおいて電子的に確実な本人確認を行える手段であり、デジタル社会の基盤となるものとして位置付けられている。その活用の一例として、マイナンバーカードによって、住民票や戸籍などをコンビニエンスストアで申請・受取ができるコンビニ交付サービスが挙げられる。

マイナンバーカードは平成28年1月から交付が開始されたが、令和2年10月1日現在で、普及率は約2割(約2,600万枚)にとどまっている¹⁴。今後の更なる普及策については、政府のデジタル・ガバメント閣僚会議等において、①マイナポイントによる消費活性化策、②マイナンバーカードの健康保険証としての利用等の具体的な利活用策が示された。

マイナポイントによる消費活性化策とは、令和元年10月に実施された消費税率引上げ

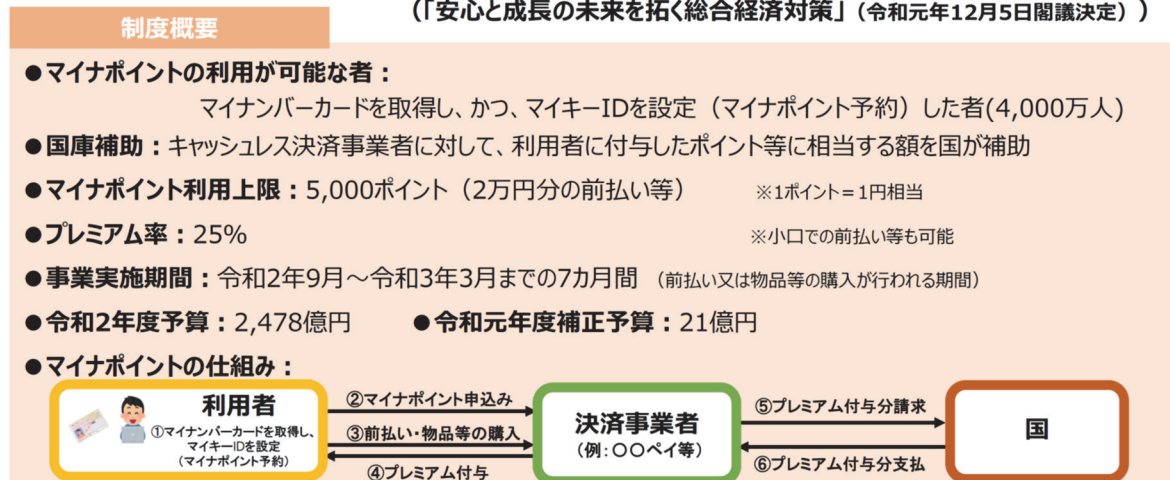
¹³ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)

¹⁴ 総務省「マイナンバーカード交付状況(令和2年10月1日現在)」<https://www.soumu.go.jp/main_content/000713032.pdf>

に伴う消費の平準化対策であるとともに、マイナンバーカードの普及とキャッシュレス決済の拡大を目的とし、登録したキャッシュレス決済で前払又は物品等の購入を行った場合に金額の25%（上限5,000円分）をマイナポイントとして付与する事業である（図表4）。事業実施期間は、令和2年9月から令和3年3月までである。令和2年7月から事前申込みが開始され、4,000万人分の予算が確保されているところ、同年10月25日現在で、申込者数は約800万人となっている¹⁵。

図表4 マイナポイントによる消費活性化策について

マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の拡大を図りつつ、個人消費を下支えする
（「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定））



（出所）デジタル・ガバメント閣僚会議（令和2年6月5日）資料を一部加工

また、令和元年の健康保険法等改正により、医療保険の保険資格の確認は原則、マイナンバーカードの電子証明書で行うこととされた。申込手続きが完了すると、令和3年3月以降は、マイナンバーカードを医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーにかざすだけで、健康保険証として利用することができる予定とされている。

マイナンバーカード交付枚数の想定について、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」の令和2年9月25日の会合において菅総理大臣は、令和4年度末には、ほぼ全国民に行き渡ることを目指す旨述べている。また、武田総務大臣は、令和2年10月27日にマイナンバーカードの普及拡大に向けた一層の取組を要請する書簡を発出した。そこでは、申請促進と交付体制の強化の両面から取組を強化すべく、政府の広報や未取得者へのQRコード付き交付申請書の個別送付に呼応して、商業施設等での出張申請受付や申請サポートを積極的に実施すること、申請数の倍増を前提に交付窓口や人員の増強、土日交付の更なる実施を行うための市町村の交付円滑化計画¹⁶の

¹⁵ 武田総務大臣閣議後記者会見の概要（令和2年10月27日）〈https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02000960.html〉

¹⁶ デジタル・ガバメント閣僚会議において示された全体スケジュールにおけるマイナンバーカードの交付枚数想定を踏まえ、市区町村において、交付枚数の想定、交付体制の整備及び申請受付等の推進予定等を計画したもの。

改訂などを要請した。

さらに、同ワーキンググループの令和2年11月10日の会合において、総務省は、現在、マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンの拡大により、マイナンバーカードをスマートフォンにかざして行政手続等を行うことは可能であるが、より利便性の向上のため、スマートフォンのみで行政手続を行うことが可能となるように、マイナンバーカード機能のスマートフォンへの搭載について必要な制度整備を行う旨説明している。総務省は、令和2年11月から「マイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載等に関する検討会」を設置し、次期通常国会に公的個人認証法改正案を提出することを含め検討している。

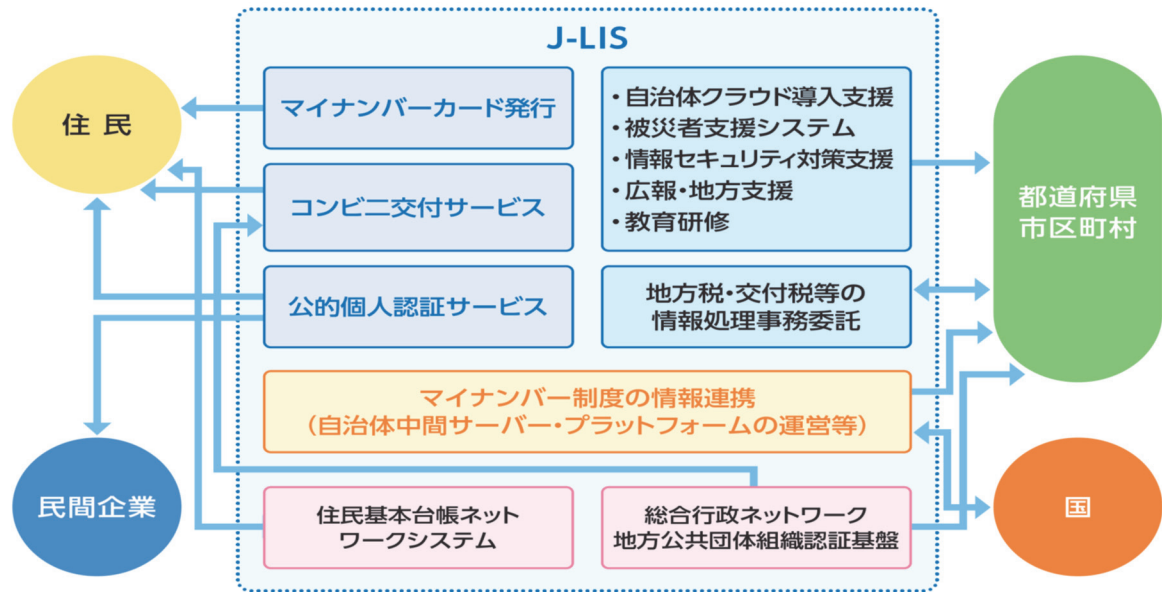
（３）マイナンバーカード等の利活用促進に向けた課題

「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和2年7月17日閣議決定）においては、マイナンバーカードの活用促進のための対策を講ずるとして、①令和4年を目途に、マイナンバーカードを活用して、生まれてから職場等、生涯にわたる健康データを一覧性をもって提供できるよう取り組むとともに、当該データの医療・介護研究等への活用の在り方について検討する、②マイナンバーカードの公的個人認証の活用により障害者割引適用の際に障害者手帳の提示が不要とできるよう、デジタル対応を推進する、③e-Tax等について、自動入力できる情報（医療費、公金振込口座等）を順次拡大し、マイナンバーカードの利便性を向上させる、④在留カードとマイナンバーカードとの一体化について検討を進め、令和3年中に結論を得る、⑤運転免許証について、発行手続やシステム連携の在り方等を含めた検討を開始するなどとしており、それぞれの取組状況を注視する必要がある。

また、住民基本台帳ネットワークシステム、自治体中間サーバー・プラットフォーム、公的個人認証サービス、コンビニ交付サービス、マイナンバーカードの発行・更新等に関する各システム等の行政サービスを支える基盤となる各種システムの運用を担う地方公共団体情報システム機構¹⁷（以下「J-LIS」という。）においては、マイナンバーカードの申請の増加が見込まれる中、マイナンバー制度を支える各種システムの増強や発行体制の強化を着実に行うことが必要とされている（図表5）。

¹⁷ 地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）に基づき設立された、地方公共団体が共同して運営する組織のこと。平成26年4月1日に設立され、マイナンバー、住民基本台帳ネットワークシステムなどに関する事務や、地方公共団体の情報システムに関する事務を実施する。

図表5 J-LIS が提供するサービスと利用者との関係



（出所）地方公共団体情報システム機構資料

令和2年9月25日、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」の会合では、次期通常国会において、J-LIS に対するマイナンバーカードの発行・運営についての国による目標設定・計画認可等の導入などを内容とするマイナンバー法¹⁸等の改正が議論されているほか、菅総理大臣は、マイナンバーカードの発行を担う J-LIS の専門性向上や国の関与、関連システムの民間の利用促進、マイナンバーカードを活用した自治体と住民による健康情報の相互活用など、令和7年度末までに必要なデジタル・トランスフォーメーションを完成させるための工程表を策定することに言及しており、今後の検討状況が注目される。

さらに、内閣官房は、同ワーキンググループの令和2年11月27日の会合において、今般の新型コロナウイルス感染症対策の給付金においては、個人が振込口座情報を申告する必要があったため、申請者や確認作業を行う職員の負担となり、迅速な給付のボトルネックとなったこと、また、マイナンバーを利用することができず、照合作業が非効率なものとなったことを踏まえ、国民の利便性を向上させるサービスを創設する案を示した。具体的には、様々な給付金を簡便な手続で受け取ることができるようにするとともに、災害時・相続時に、通帳を紛失したり、口座がわからなくても、口座の所在を確認できるようにするため、マイナンバー付きの公金受取口座を国に登録する制度を創設する旨説明している。

（4）マイナポータル

マイナポータルは、マイナンバー法に基づき政府が運営するオンラインサービスであり、子育てや介護を始めとする行政手続がワンストップで可能となるほか、行政機関からのお

¹⁸ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

知らせを確認することができるものである。マイナポータルで提供される具体的なサービスは、①サービス検索・電子申請（ぴったりサービス）、②自己情報表示¹⁹、③お知らせ、④情報提供等記録表示（やりとり履歴）、⑤外部サイト連携や公金決済サービス等があるが、この中で、①のサービス検索・電子申請（ぴったりサービス）が行政手続のデジタル化を進めるに当たって重要なものと考えられる。これは、内閣府が構築したプラットフォーム上で、あらかじめ地方自治体等の行政機関が登録した行政手続の検索と電子申請等のオンライン手続を可能とする機能である。地方自治体が内閣府の示すガイドライン等に従い、この機能を利用する行政手続等の登録を行うことにより、住民はマイナポータル上からのサービス検索や電子申請が可能となる仕組みである。

内閣府は、この機能を実践的に活用すべく、平成 29 年 7 月から「子育てワンストップサービス」を開始した。これは、子育てに関する、児童手当、保育所利用、ひとり親支援、母子保健などの行政手続を対象に、地方自治体と協力してマイナポータルを利用したサービス検索・電子申請機能の活用を普及させようとするものであり、サービス検索については、令和 2 年 6 月末時点で 1,564 の市区町村（人口カバー率で 98.5%）が対応しており、電子申請についても、950 の市区町村（同 75.3%）が可能となっている²⁰（図表 6）。

図表 6 子育てワンストップサービス（マイナポータルの「ぴったりサービス」）



（出所）内閣府資料

政府は、このようなマイナポータルを活用したワンストップサービスの取組を様々な分

¹⁹ 行政機関等が保有する自分の特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を検索・確認できるもの。

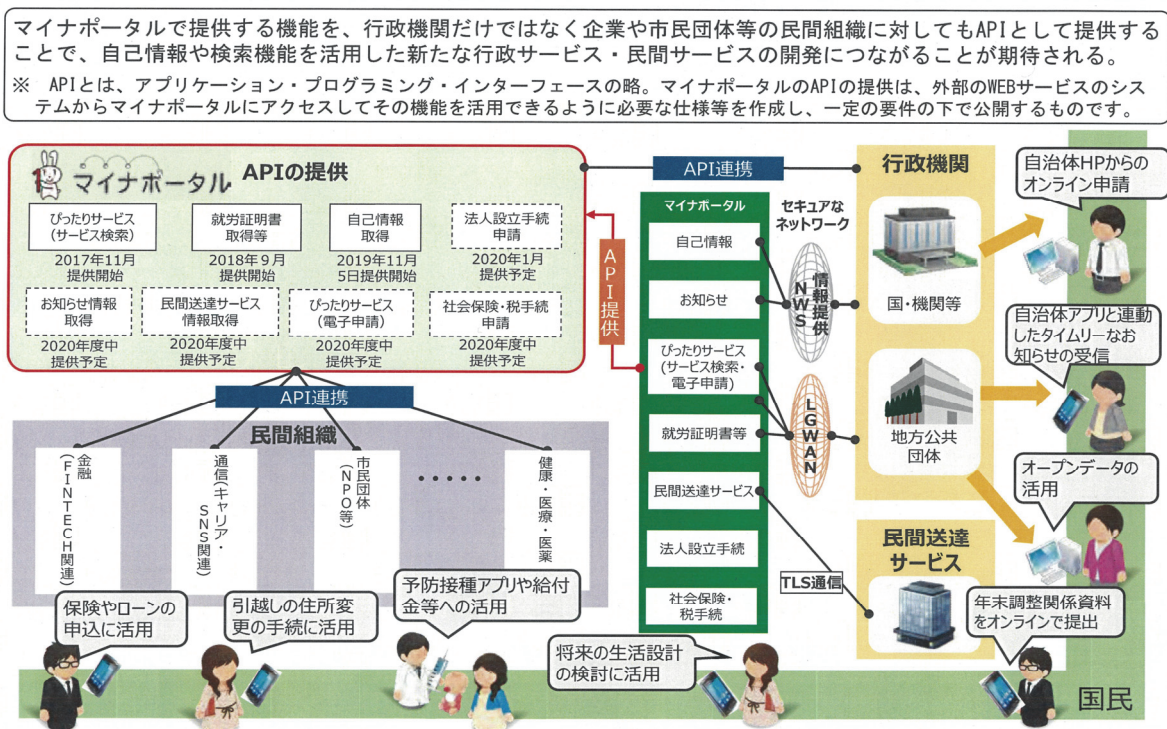
²⁰ 内閣府「各市区町村のぴったりサービス手続対応状況」〈https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/pittari_i_taiou.pdf〉

野で普及させようとしており、既に介護や被災者支援に関する行政手続に関してはガイドラインが示されている。「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」でも、国税還付、年金給付、各種給付金（国民向け現金給付等）、緊急小口資金、被災者生活再建支援金、各種奨学金等の公金の受取手続の簡素化・迅速化に向け、マイナポータル等を活用し、公金振込口座設定のための環境整備を進めるとしている。

また、令和2年1月から、法人設立ワンストップサービスが提供されている。このサービスは、法人を設立する際、法務局、税務署、都道府県税事務所、市町村の税務部局、年金事務所、労働基準監督署、ハローワークなどに対して、それぞれ行う必要のある申請・届出を、マイナポータルから、オンラインでまとめてできるようにするものである。

さらに、自己情報表示機能とAPI²¹（Application Programming Interface）機能を活用しながら、民間事業者における手続についてもオンラインでワンストップ化させることができる可能性を持っている。すなわち、民間事業者が行う、保険やローンの申込み、引越に伴う住所変更等の手続などについて、マイナポータルによる自己情報表示機能により呼び出した情報を、本人同意に基づいて、マイナポータルから当該民間事業者の業務システムに電子的に提供することにより、利用者にとってスマートフォンやパソコンから簡単に手続が行えるようにするものである（図表7）。

図表7 マイナポータルのAPI提供について



（出所）内閣府資料

²¹ あるコンピュータプログラム（ソフトウェア）の機能や管理するデータなどを、外部の他のプログラムから呼び出して利用するための手順やデータ形式などを定めた規約のこと。

4. おわりに

今般の新型コロナウイルス感染症に対応する過程において、地方自治体や国だけでなく民間企業等も含めて大きな社会変動がもたらされている。こうした中、地方自治体のデジタル化を進める上でのシステム標準化は喫緊の課題である。しかしながら、現状では様々な違いが存在しており、これらを合わせることは容易なことではない。前述したとおり現時点で様々な検討が行われており、道半ばであるが、今後の進展に注目したい。

また、地方自治体行政のデジタル化への取組に際し、その基盤となるのが、マイナンバー制度における情報連携と個人認証の基盤であるマイナンバーカード、そして各種行政手続の総合ゲートウェイとなることが期待されるマイナポータルである。地方自治体行政のデジタル化の動向を見据え、人材や資源・財源をいかに効率的・効果的に用いることのできる地方自治体に変貌を遂げられるかが課題である。

政府の「デジタル・ガバメント閣僚会議」の下に置かれた「デジタル改革関連法案ワーキンググループ」の令和2年11月26日の会合において、令和3年の通常国会での関連法の成立を経て、同年9月に設立を予定しているデジタル庁の組織概要を公表している。同庁を社会全体のデジタル化推進の司令塔と位置付けて強い権限を持たせ、地方自治体のシステム標準化に関する企画・総合調整やマイナンバー制度全般の企画立案等を行うとされている。

I C T技術の分野は、専門用語も多く、行政側、システム提供側の視点や、タテ割り・既存業務プロセスへの固執にも陥りやすい。地域社会における、老若男女や外国人、障害者や施設入所者、観光客や企業など、多様な住民・利用者の目線に立って、どのようなサービスが求められるか、という視点が最も重要ではなかろうか。

(みながわ けんいち)